

琉球大学学術リポジトリ

環太平洋法学構築の試み

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2022-11-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 戸谷, 義治 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002019557

環太平洋法学構築の試み

戸 谷 義 治

1. プロジェクトの概要

この研究は、環太平洋島嶼地域を1つの地域として捉え、この地域の法秩序を欧米や日本と言った外来政権による法秩序形成とその後の発展という観点から検討しようとするものである。

この地域は、民族的近接性が見られるとともに、近代に至ってはその多くが外来政権による支配を受け、その過程で近代西欧法制を受容している点で類似点も多い。しかしながら、現在に至るまでには様々に異なる歴史をたどっており、また外来政権として進入した国家も一様ではなく、いかなる視点においてこの地域の法秩序を検討するのかから、研究を開始した。これまでの検討で、「環太平洋法学」構築の視座を一定程度獲得することはできたが、社会科学一般のなかで明確に定位する必要がある、この点が本研究を継続して申請するゆえんである。

「以前から独自の政権（王朝）が存在したか」を縦軸に、「現在の多数派は支配民族か、被支配民族か」を横軸に分析を進めるとともに、歴史学や考古学、文化人類学など関連分野の専門家の協力を得て、この地域における歴史的・文化的な積み重ねと近代法制度の相克を明らかにしたい。

2. これまでの検討

以上のような視点から、これまで以下のように研究会を開催し、知見を積み重ねてきた。コロナ問題が長期化する中で、特に外国での調査や、外国研究者との協力・連絡が困難な状況となっているが、基礎理論および各地域の状況について検討を進めている。

○第1回研究会（R2.9.26）：

- 落合研一（北海道大学アイヌ先住民族研究センター准教授）「アイヌ政策の歴

史的経緯」

- 鈴木賢（明治大学法学部教授）「台湾法の多元性と開放性」

○第2回研究会（R2.12.5～6）：

- 尾崎一郎（北海道大学大学院法学研究科教授）「法の外来性について」

- 戸谷義治（琉球大学人文社会学部准教授）「琉球処分と沖縄旧慣制度改革」

○第3回研究会（R3.2.27～28）：

- 佐々木利和（北海道大学アイヌ先住民族研究センター客員教授（歴史学博物館学））「ウレシパモシリに向けて」

- 岡田真弓（北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院准教授（考古学））「アメリカ合衆国における先住民族の遺骨等返還」

○第一次とりまとめ（R3.9.30）：

- 環太平洋島嶼地域における外来政権による法秩序形成と発展・研究序説（琉大法学104号・計4論文掲載）

○第4回研究会（R3.11.5～6）：

- 鄭明政（台湾・国立金益科技大学日本研究センター長）「台湾における戒厳時期前後の憲法及び憲法解釈の変容」

- 児玉弘（佐賀大学経済学部准教授）「台湾総督府の旧慣調査」

○第5回研究会（R3.11.5～6）：

- 許仁碩（北海道大学大学院法学研究科助教）「東アジアにおける代行された脱植民地化：台湾と香港警察を事例として」

- 渡口紘子（北海道大学大学院法学研究科修士課程・法社会学）「近代沖縄の社会変動と模合の変遷」

○第6回研究会（R3.5.13～14）：

- 菅原寧格（北海学園大学法学部教授）「『環太平洋法学』についての若干の検討」

- 郭薇(北海道大学大学院法学研究科准教授)「学説の受容における『外来』と『内発』—川島武宜の学説の伝播をがかりに」

今回は第2回とりまとめとして、上記児玉報告及び渡口報告について、投稿するものである。

3. これまでの成果と今後の展望

これまでの研究会報告・議論を通じて、北海道、沖縄、台湾を中心に、それぞれの地域における先住民族のあり方や既存の政権のあり方の違いにおける近代法移入の態様について知見を得ることができた。

また、この研究の一方の主役が「環太平洋島嶼地域」であるとすれば、もう一方の主役は「近代法」のあり方ということになるが、法学的検討にとどまらず、歴史学や考古学からの協力も得つつ、基礎的な理論的検討として、近代法を自家薬籠中の物とする欧州や日本が、近代法を未だ受け入れていなかった地域に一方的な外在的規範として輸出したという筋書き、言い換えればこれまでの法律学や歴史学が当然の前提としていた「中心と辺縁」という関係が必ずしも妥当しない面があることについても新たな気づきがあったと言える。

ただ、同時に日本を含む西太平洋島嶼地域はいわゆる中国を中心とする「中華思想」の辺縁であり続けてきた。特に沖縄(琉球)や台湾ではそれが顕著である。アイヌのように、その一部はロシアの強い影響を受ける地域もある反面、ハワイや南太平洋では独自の文化があった。このような従来からの「中心と辺縁」と新たな近代法秩序による「中心と辺縁」の重なり合いの中で、外来政権による法秩序形成を改めて検討する必要も考えられる。

さらに、個々の地域での近代法制移入過程を検討する中で、これまで西太平洋では北海道、沖縄、台湾を想定していたものが、樺太については北海道とは異なり、むしろ沖縄に類似した旧慣温存策がとられるなど、検討すべき地域的な広がりや類似性についても知見の獲得に進展があった。

環太平洋法学構築に向けては、いまだ課題山積であるが、今後はこれらのテーマを基礎法学や歴史学等とも協力しつつ検討していくこととなる。また前述の通り、コロナ問題によって調査が手薄となったところもあり、これらの充実に当面の課題としたい。